



第4条 乙は、追加の支払なく、本公演における乙の実演を録音、録画、写真撮影、編集し、更に広報や宣伝目的で放送その他公衆送信、複製、頒布する権利が、甲にあることを認めます。更に、甲は広報や宣伝以外の目的でも、上記の録音・録画物や写真を放送その他公衆送信、複製、頒布することができ、その場合には、できるだけ早く、乙の報酬は、甲乙協議の上、決定します。

第5条 乙は、乙の写真と略歴を甲に提供し、甲がこれを宣伝、広報、公演プログラムで利用することを承諾します。乙は本公演の宣伝広報に、出来る限り協力し、甲は当該宣伝広報に際し、乙の意志と健康管理を尊重します。

第6条 甲は、次の場合本契約をただちに解除することができます。

- (1)乙が、本契約に違反したとき
- (2)乙が、違法な行為をおこなったり、甲の信用を害する行為をおこなったとき
- (3)乙側の原因によって、出演が不完全なものとなったり、本公演に重大な支障を生じたとき
- (4)本契約を継続することが、法令の規定に違反するおそれがある場合

第7条 天災地変、その他甲乙どちらの責任でもない原因によって本公演が不可能になった場合には、甲または乙は本契約を解除することができます。なお、万一乙が負傷したり病気がかかった場合は、すみやかに甲に報告の上医師の診断を受け、その診断書を甲に提出します。

第8条 本契約が解除された場合、本契約はその時点から将来に向かって効力を失いますが、過去には遡りません。よって、甲は、解除までの乙の稽古や公演参加日数を勘案して、第2条に定める 円を日割りで計算して得た金額を乙に支払います。

第9条 本契約に規定のない事項については、甲乙誠意をもって話し合いで決定することとします。ただし、話し合いを尽くしても解決できない場合には、＜甲に近い地名を記載。例：東京＞地方裁判所を専属的な管轄裁判所とします。

第10条 (乙が満15才に達した後最初の3月31日以前の場合)本契約は、修学に差し支えないという学校長の証明、および親権者や後見人の同意及び、乙の出演について行政官庁の許可があることが発効の条件です。

本契約の成立を証明するために本書2通を作成し、甲乙および、乙が未成年(20才未満)の場合は、乙の保護者が署名捺印の上、甲乙がこれを各1通保有します。

年 月 日

甲

私達は、この契約書をよく読んで、十分に理解しました。その上で、この契約書に同意して、下記に署名します。

乙

乙親権者法定代理人